

11月5日 新幹線地本は 新幹線統括本部へ 通知書 提出

本部第申3号、団体交渉における会社の不誠実な姿勢に対して

2025年11月 5日

東日本旅客鉄道株式会社
常務執行役員 新幹線統括本部長 土岸 曜 殿

JR東日本輸送サービス労働組合新幹線地方本部
執行委員長 江川 秀樹

通知書

2025年5月7日、東日本旅客鉄道株式会社（以下、会社）より「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」がJR東日本輸送サービス労働組合（以下、組合若しくは本部という）に提案されました。現場では相次ぐ組織再編によって組合員・社員が困惑している状況や多様な働き方の実現と活躍フィールドの拡大により一人ひとりの業務量が増加する事態が現実になりました。そして、その多くが社員の努力に依存しているものであり、提案された内容は組合員へ多大な影響を与える施策であるとの認識のもと、本部は2024年度申第4号、2025年度申第3号、申第5号、申第8号、申第9号の申し入れを提出しました。しかし、申第3号団体交渉の内容は、組合の問いに対する会社回答の多くが「検討中、調整中である」と繰り返し、組合に提案しているにも関わらず施策の内容を回答しないことは、企画立案した会社としての説明責任を果たしていないことは明らかです。そして、会社の「検討中や調整中」という回答に終始する姿勢は、これまでに行われた各地域における地方交渉でも同様です。

一方現場においては、セカンドキャリアスタッフの募集が一方的に進められていることや現在各職場で行われている秋の直談判において、「来年から的人事賃金制度改正に当たり評価昇給額の区分を決定するための自己目標の設定」が求められていることから、労働組合と議論し施策をつくり出す考えが会社には無いことが明らかです。その根拠にあるのはセカンドキャリアスタッフに関わる団体交渉の場において「提案した制度自体は確立している」と居直り、労使による合意形成を図ることなく一方的に進めたことに象徴されるように、労働組合や労働三権の否定・排除が経営の意思であると感じざるを得ません。

提案資料では地方交渉を2025年10月以降行っていく旨の記載がありますが、本部本社間での団体交渉における議論が成熟していない状況や会社の労働組合および団体交渉に対する姿勢を鑑みると、地方交渉においても同様な事態が発生することは容易に想像できます。また、地方交渉における議論の柱となる業務量（出面数）の示し方について、本社は当初「業務員、駅、車両、設備に関してはこれまで同様に示す」と回答したにも関わらず、「新幹線本部として出面数を示す」と回答を翻し後退させました。このことは、地方交渉を円滑に進めることへの大きな弊害となります。これまでの地方交渉でも「本社回答は超えられない」という考えに示されているように、本部本社間での団体交渉で合意形成を図ることが地方交渉を行う上での大前提であり、このようなことが行われない事実は労使協議や団体交渉を形骸化していることに他なりません。また、本部第761号に記載の「略」そもそも本社が画一的に決定することに馴染まず、今後、各本部・支社がそれぞれの実情に応じて決定する性質のものが相当数含まれていましたが「略」や「略」組のように各本部・支社それぞれの実情に応じて決定する事項の検討を重ねてきたものであり「略」という考えは、今後の地方交渉で想定される新幹線本部の役割や使命を新幹線統括本部としては画一的に答えないことを意味するものであり、新たな経営基盤である新幹線本部に関わる議論が成り立ちません。

また、事業場の認定にあたっては厚生労働省の行政通達にある「一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもの」との考え方が組織再編の大前提でなくてはなりません。事業場の認定が「検討中や調整中」では、労働基準法や安全衛生法などの適用範囲にも直結し、組合員の権利や健康、生活に大きく関わってくる課題と認識しており、本部本社間で明確な回答が出ない中で地方交渉を進めることを容認することはできません。

したがって、会社が姿勢を改め、本部本社間での団体交渉において合意形成が図られないことには地方交渉に入れないことは当然ながら、これまでの団体交渉で幾度となく指摘している「誠実交渉義務の履行とは単に団体交渉の場につけばよいのではなく、組合が求める要求に対して一般的な回答を繰り返すのではなく、必要な資料等を用いて説明する」という姿勢に改められないことには「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関わる地方提案を受ける判断には至らないことを通知いたします。なお、本部本社間で議論が成熟し解決すれば、地方提案を受ける準備があることを申し付けておきます。

以上

「検討中・調整中」

「提案した制度自体は確立している」

団体交渉における会社の不誠実回答は断じて認められない！

相次ぐ組織再編や提案された内容により現場の組合員・社員が困惑しているにもかかわらず
企画立案した内容の説明責任を果たさない会社姿勢は許されない！

新幹線地本は本部本社間での議論の成熟がない限り

「地本提案を受ける判断にはない」ことを新幹線統括本部へ通知！